

# 事業所の認定要件（案）



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association



# 事業所の認定要件の具体的な内容の検討



保安上の問題を生じさせないものと取り扱うことができる事業所の保安体制の評価の着眼点

変更工事に係る高度なリスク管理体制

## a. 社内手続きの確立

- (a) 判断プロトコルの運用及び継続的な改善を行う体制
- (b) 変更工事の進捗状況及び履歴を記録し管理する体制

## b. 事故防止体制

- (a) 変更工事のリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制
- (b) 近隣施設の事故が当該変更工事に及ぼすリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制
- (c) 上記の対応を周知徹底できる体制

## c. 事故発生時の応急対応等

- (a) 事故発生時の的確な応急対応計画の整備とそれに基づいた十分な教育訓練の実施体制
- (b) 公設消防隊と施設情報や災害情報等を効果的に共有できる連携体制

自律的・主体的な保安確保に係るマネジメント体制

## d. 自律的な保安確保に係るマネジメント体制

- (a) 保安確保に対する経営トップの明確なコミットメント
- (b) 十分なコンプライアンス体制・コーポレートガバナンスの確保

## e. 主体的な保安確保に係るマネジメント体制

- (a) 関連するリスクの適切な洗い出しとその対応のための取組
- (b) 保安の高度化に係る取組（最新テクノロジーの導入等）

## f. 事故防止その他の優れた実績・検証体制

- (a) 事故防止・法令遵守に係る実績とその検証
- (b) 自律的・主体的な取組みに係る実績とその検証

事業所に求める認定要件の具体的な内容について、高圧ガス保安法において運用されている「認定高度保安実施者制度」の認定要件を参考に次のとおりとした。

# a. 社内手続きの確立

## (a) 判断プロトコルの運用及び継続的な改善を行う体制

審査項目	審査基準（確認方法）
組織	保安管理を担当する組織、設備管理を担当する組織及び運転管理を担当する組織を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任されており、各担当組織の業務範囲及び責任の所在が定められていること
工事管理規程	変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること
	工事管理組織の長は、変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること
	工事管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、工事管理が適切に実施されていること
工事計画評価体制	工事管理組織において、工事計画書等のとおりに変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること
協力会社との連携	協力会社の作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること 複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること
自主検査組織	工事管理組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあっても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること
検査方法	完成検査は、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること



## a. 社内手続きの確立

### (b) 変更工事の進捗状況及び履歴を記録し管理する体制

審査項目	審査基準（確認方法）
記録管理体制	変更工事の管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の変更工事において活用できる体制になつていること
	変更工事に関する記録は読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、維持されていること
	記録の保管期限を定め、かつ、当該期間が記録されていること



## b. 事故防止体制

(a) 変更工事のリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制

(b) 事故防止措置の対応を周知徹底できる体制

審査項目	審査基準（確認方法）
組織	リスクアセスメントにおいて、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織が参加する実施プロセス及びその役割が明確になっていること
	変更工事のリスクレベルに応じたリスクアセスメント及びリスク低減策が実行されていること
	リスクアセスメント結果及びリスク低減策について、リスクランクに応じた承認者が明確になっていること
	リスクアセスメント当事者以外の内部組織の第三者による確認が明確になっているとともに実行されていること
	リスクアセスメントの結果が他部署と情報共有されており、共有されたリスクアセスメント結果を踏まえ、各部署におけるリスク低減策の見直しが行われる体制が整備されていること
規程	変更工事における危険源の特定に係る手順等を記載した規程・要領類が整備されていること
	危険源を特定する計画書を策定し、危険度の高いものからリスクを軽減する等、重大事故に繋がる可能性が高い設備・プロセスを優先し、計画的にリスクアセスメントを実施するとともに適切なリスク低減策が講じられていること
周知徹底できる体制	リスクアセスメント及びリスク低減策について、協力会社員を含む全ての従業員が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持されていること



## C. 事故発生時の応急対応等



### (a) 事故発生時の的確な応急対応計画の整備とそれに基づいた十分な教育訓練の実施体制

審査項目	審査基準（確認方法）
応急対応計画の整備	<p>防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類が整備され、かつ、防災管理を適切に実施する体制が明確になっていること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項</li><li>二 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む）に関する事項</li><li>三 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項</li><li>四 緊急停止に関する事項</li><li>五 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項</li><li>六 夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項</li><li>七 保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項</li></ul>
教育訓練の実施体制	<p>事業所の施設、取扱い物質に応じたリスクシナリオが策定されていること</p> <p>教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練が実施されていること</p> <p>保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順が確立され、かつ、維持されていること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項</li><li>二 保安に係る情報に関する事項</li><li>三 規程・基準類の遵守の徹底に関する事項</li><li>四 緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項</li><li>五 その他教育訓練全般について必要な事項</li></ul>



## C. 事故発生時の応急対応等

### (b) 公設消防隊と施設情報や災害情報等を効果的に共有できる連携体制

審査項目	審査基準（確認方法）
規 程	<p>公設消防隊との災害情報等の共有について、電磁的手法を活用するなど高度な連携体制を適切に実施できる体制が明確にされていること</p> <p>公設消防隊との連絡調整を担当する者を定めておき、災害時、次の役割を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 現場での情報提供</li> <li>二 危険物情報の共有</li> <li>三 設備の操作方法の助言</li> </ul>
公設消防隊との高度な連携体制	<p>施設や災害情報等について適切に周知できる体制が整備されており、かつ、適切に実施されていること</p> <p>事業所の特徴を捉え、災害の様相から想定される事故発展シナリオ等について公設消防隊へ情報共有できる体制が整備されていること</p> <p>公設消防隊との連携訓練に関する計画が定められていること</p> <p>事故対応後には、当該事故対応への準備及び対応の手順について、公設消防隊の意見を取り入れ評価するとともに、必要に応じて見直しが行われていること</p>



## d. 自律的な保安確保に係るマネジメント体制

### (a) 保安確保に対する経営トップの明確なコミットメント

審査項目	審査基準（確認方法）
基本姿勢	法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立て、作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されていること
	全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みが行われていること
	技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制が整備されていること



## d. 自律的な保安確保に係るマネジメント体制

### (b)十分なコンプライアンス体制・コーポレートガバナンスの確保

審査項目	審査基準（確認方法）
十分なコンプライアンス体制	<p>複層チェック体制が構築されていること            (設備の変更工事の際に行政手続きの要否等を保安管理部門を含む複数の部門が確認する体制が構築されているなど、消防法の法令事項を遵守するための複層的なチェック体制の構築)</p>
	<p>法令違反発生時の通報手順が適切に定められていること            (消防法の法令違反が発覚した際の本社や関係機関への通報手順の策定)</p>
コーポレート・ガバナンスの確保	<p>取締役等を保安活動の責任者としていること            (保安に係る意思決定を迅速に行い、トップダウンで社内横断的に適切な保安活動を実行できる体制の整備)</p>
	<p>監査役等が保安体制の整備等について監査を行っていること            (保安管理部門等から監査役等に保安活動の状況が定期的に報告されているほか、監査役等が事業所を定期的に訪問して改善意見を示しているなど、監査役等が保安活動に責任を有する取締役等の職務執行や事業所の保安活動全般に対して有効な監査を行っている)</p>



## e. 主体的な保安確保に係るマネジメント体制

### (a) 関連するリスクの適切な洗い出しとその対応のための取組

審査項目	審査基準（確認方法）
リスクの適切な洗い出しとその対応のための取組	<p>変更工事におけるリスクの解析及び評価が適切な方法で実施されていること</p> <p>事業所内外の事故情報等を踏まえて危険源の特定に係る手法等を再評価して定期的に見直しを行っているなど、危険源を最新にする体制が構築されていること</p> <p>危険源の特定及び評価を実施し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること</p>
サイバーセキュリティ対策	<p>サイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること（具体的には、以下いずれかのガイドラインを参考に、対システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されていること）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li><li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li><li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン）</li></ul>



## e. 主体的な保安確保に係るマネジメント体制

### (b) 保安の高度化に係る取組（最新テクノロジーの導入等）

審査項目	審査基準（確認方法）
最新テクノロジーの導入等	保安の確保の方法について、現場作業の効率化につながり、かつ、保安の確保に資するテクノロジーが導入されていること（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等の導入等）
	高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制が整備されていること
	役員又は事業所の長が、高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること



## f. 事故防止その他の優れた実績・検証体制

### (a) 事故防止に係る実績とその検証



審査項目	審査基準（確認方法）
事故防止に係る実績	最新の保安に関する技術情報、危険物施設に係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制が整備されていること
	収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制が整備されていること
	事故の直接原因及び間接原因を的確に究明し水平展開を行うなど、再発防止対策が実施されていること
	事故情報を一元管理し、全ての従業員に公開していること



## f. 事故防止その他の優れた実績・検証体制

### (b)自律的・主体的な取組みに係る実績とその検証

審査項目	審査基準（確認方法）
自律的・主体的な取組	<p>新技術などの取り組みなどを他事業所へ展開していること</p> <p>外部講演会、学会誌、業界誌などで積極的に情報発信や、業界全体の保安力向上に貢献していること</p>

